

「漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する
法律の一部を改正する法律」に関する Q & A

目次

問一覽	P. 1 ～ P. 8
1. 法令等の略称	P. 9
2. 用語の定義	P. 10 ～ P. 11
I 基本編	P. 12 ～ P. 25
II 採捕事業者編	P. 26 ～ P. 31
III 養殖業者編	P. 32 ～ P. 35
IV 取扱事業者編	P. 36 ～ P. 46
V 輸入事業者編	P. 47 ～ P. 48
VI 輸出事業者編	P. 49 ～ P. 50

令和 7 年 10 月

水産庁

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律
の一部を改正する法律に関する Q & A
目次

I 基本編	12
1 制度について	12
（問 1）改正法の概要・目的はどのようなものか。	12
（問 2）改正法により、特定第一種第二号水産動植物を対象とする水産流通適正化 制度を導入することによって何がよくなるのか。	12
（問 3）生産段階だけではなく、流通段階でも規制を設けるのはなぜか。	13
（問 4）特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））の 採捕を行っている者が行わなければならないことは何か。	13
（問 5）特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））の 養殖を行っている者が行わなければならないことは何か。	13
（問 6）特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））の 流通事業者（卸業者、仲卸業者、小売り等）が行わなければならないことは何 か。	14
（問 7）特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））の 輸入を行っている者が行わなければならないことは何か。	14
（問 8）特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））の 輸出を行っている者が行わなければならないことは何か。	15
（問 9）今回の制度改正等は、欧米で行われている太平洋クロマグロの管理方法と 比べて遜色ないものとなっているのか。	15
（問 10）情報伝達のデジタル化を進めるために、国としてどのような取組を行って いくのか。また、システムの構築や連携が可能となるのはいつ頃を目標にして いるのか。	15
（問 11）本制度の導入によって、T A C 報告義務違反が疑われる太平洋クロマグロ の大型魚（30kg 以上）の流通経路を遡って適法かどうか追跡することが可能に なるのか。（トレーサビリティが確保されているのか。）	16
（問 12）現在も商習慣上、伝票等の保存は一般的に行われているが、法制度化する ことで何が変わるのか。	16
2 対象品目	16
（問 1）特別管理特定水産資源（特定第一種第二号水産動植物）に指定されている 魚種は何か。また、どのような基準で指定されているのか。	16
（問 2）特別管理特定水産資源（特定第一種第二号水産動植物）について、今後対 象魚種を拡大する予定か。	17
（問 3）混獲で漁獲した特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚 （30kg 以上））も本制度の対象となるのか。	17

(問 4) 30kg 未満の太平洋クロマグロは制度の対象となるのか。	17
(問 5) 特定第一種第二号水産動植物を原材料とする加工品のうち制度の対象として指定されているものは何か。また、どのような基準で指定されているのか。	17
(問 6) 太平洋クロマグロの解体前までとはどこまでか。	18
(問 7) 解体後の切身（フィレ、ロイン等）や加工品は制度の対象となるのか。 ..	18
(問 8) 太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を冷凍したものは制度の対象となるのか。	18
(問 9) 養殖品、輸入品は制度の対象となるのか。	18
(問 10) 観賞用（水族館等）の特定第一種第二号水産動植物も制度の対象となるのか。	18
(問 11) ラウンドの状態です 30kg 以上であったが、えらはら抜き（G G）又はドレスへの処理の後に 30kg 未満となる場合には、漁業法及び水産流通適正化法の対象となるのか。	18
(問 12) 養殖用種苗も対象となるのか。	18
3 届出関係	19
(問 1) 特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））について届出を求められているのは誰か。	19
4 情報伝達、取引記録の作成・保存関係	19
(問 1) 特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））について情報伝達、取引記録の作成・保存を求められているのは誰か。	19
(問 2) どのような情報を伝達するのか。	19
(問 3) どのタイミングで情報伝達するのか。また、伝達方法はどのようなものか。	20
(問 4) 取引記録の保存期間は何年か。	20
(問 5) 取引記録の作成・保存は紙でよいのか。	20
(問 6) 保存する取引記録にはどのような事項が必要か。	20
(問 7) 取引記録は、事業所ごとに作成する必要があるのか。	20
(問 8) 取引記録を災害や事故などで消失した場合はどうしたらよいのか。	21
(問 9) 本制度において漁獲番号や T A C 報告の有無を伝達させないのはなぜか。	21
(問 10) タグ等による情報伝達を設ける趣旨・目的は何か。	21
(問 11) 今回、譲渡だけでなく、引渡しの際にも伝達を義務付けているのはなぜか。	22
(問 12) 太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を販売した翌日以降に伝票等を渡す場合、販売と同時に渡さなくて大丈夫なのか。	22
(問 13) 太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を複数の本数まとめて伝票等に記載している場合には、1 本ごとに記載されている送り状等で情報伝達等するこ	

とでよいか。……………	22
(問 14) 産地重量と取引重量は形状によって変わると思うが、形状は伝達等の事項に含めなくてよいか。……………	22
(問 15) 伝票に漁船名等以外の情報を記載し漁船名等についてはタグで伝達することで検討しているが、情報は全て伝票に記載しないといけないのか。……………	23
(問 16) 伝票等の名称について、実際の運用上で伝票、荷受状など名称は関係ないのか。……………	23
(問 17) 「船舶等の名称」の「等」とは具体的にどういった場合に何を記載するのか。(定置網漁業の場合、「船舶等の名称」には何を記載するのか。)……………	23
(問 18) 伝達すべき事項にある「名称」の書き方には、「本マグロ」や「太平洋クロマグロ」など決まりはあるか。……………	23
(問 19) 陸揚げ日と仕切り日が異なる場合ではどちらを伝達すれば良いのか。…	24
5 罰則 ……………	24
(問 1) 水産流通適正化法上の規定の違反に対する主な罰則の内容は何か。……………	24
(問 2) 伝達・記録義務違反に対して直接罰則を設けることとした趣旨は何か。…	24
(問 3) 漁業法に法人重科を導入する理由は何か。また、罰金額を 1 億円以下とした理由は何か。……………	25
II 採捕事業者編 ……………	26
<漁業法関係> ……………	26
(問 1) 「産地市場」、「消費地市場」、「産地重量」、「T A C 報告に使用する重量」は、この Q & A において何を想定しているのか。……………	26
(問 2) 漁業者からの T A C 報告の期限を陸揚げ後 3 日以内にした理由は何か。また、3 日を超える期限を設定することは可能か。……………	26
(問 3) T A C 報告の記録の保存は漁業者自身が行わなければならないのか、漁協に委託できるのか。……………	26
(問 4) 報告事項は総量(漁獲量)や本数となっている一方で、保存事項は個体の重量となっているのはなぜか。……………	27
(問 5) 太平洋クロマグロの養殖種苗の採捕事業者は、どのような情報の T A C 報告と記録の保存が必要か。……………	27
(問 6) 産地重量の計測を荷受業者や養殖業者に委託している場合にはどのように対応すればよいか。……………	27
(問 7) 船舶等の名称は、採捕した漁船の名称か、運搬船の名称か。……………	28
<水産流通適正化法関係> ……………	28
1 届出関係 ……………	28
(問 1) 第一種第二号水産動植物(太平洋クロマグロの大型魚(30kg 以上))の採捕事業者の採捕や取扱に係る届出は必要か。……………	28
(問 2) 特定第一種第一号水産動植物(アワビ、ナマコ、ウナギの稚魚)の採捕事業者としてすでに届出している者が特定第一種第二号水産動植物(太平洋クロ	

マグロの大型魚（30kg 以上）の採捕をしようとする場合には変更の届出は必要か。……………	28
（問 3）特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））を採捕している事業者が特定第一種第一号水産動植物（アワビ、ナマコ、ウナギの稚魚）の採捕をしようとする場合には届出は必要か。……………	28
（問 4）太平洋クロマグロの養殖種苗の採捕事業者は、採捕や取扱に係る届出は必要か。……………	28
2 情報伝達、取引記録の作成・保存関係……………	29
（問 1）採捕事業者はどのような情報を伝達する必要があるのか……………	29
（問 2）採捕事業者はどのような取引記録を作成・保存する必要があるのか。…	29
（問 3）採捕事業者の情報伝達方法として、負担のない方法はあるのか。……………	29
（問 4）伝票による記録・保存方法について、漁協のシステム内でデータを保存していれば漁業者が紙ベースで保存する必要はないか。……………	29
（問 5）採捕事業者が計量等を委託する漁協等に漁獲物を引渡す場合、伝票は太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を受け取った人に渡されるが、採捕事業者はどのように情報を記録・保存すればよいか。……………	30
（問 6）採捕事業者が直接消費地市場に太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を持って行って計量する場合、どの段階で計測した重量を産地重量とすればよいか。……………	30
（問 7）陸揚げ時に産地で仮計量しているが、譲渡し（販売）は消費地市場において初めて行われるため、T A C 報告には消費地市場で計測された重量を用いている。引き続き消費地市場で計測された重量を T A C 報告に用いて良いか。・	30
（問 8）採捕事業者が直接消費地市場に陸揚げし（引き渡し）、その後伝票を漁協経由で漁業者に戻すというやり方の場合、漁協でも伝票を保存する義務があるのか。……………	31
（問 9）タグや Q R コード等を用いて伝達する場合には、どのような記録を作成・保存をすれば良いのか。……………	31
Ⅲ 養殖業者編……………	32
1 届出関係……………	32
（問 1）特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））の養殖業者は届出が必要か。……………	32
（問 2）養殖業者が特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））を直接販売、加工、輸出等の事業を行う場合は、取扱事業者の届出を行う必要があるのか。……………	32
（問 3）特定第一種第一号水産動植物（アワビ、ナマコ、ウナギの稚魚）を養殖している者が特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））の養殖を行おうとする場合には変更の届出は必要か。……………	32
（問 4）特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））を	

養殖している者が特定第一種第一号水産動植物（アワビ、ナマコ、ウナギの稚魚）の養殖を行おうとする場合には届出は必要か。……………	32
2 情報伝達、取引記録の作成・保存関係……………	33
（問1）養殖業者はどのような情報を伝達する必要があるのか。……………	33
（問2）特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））の養殖業者と採捕事業者とで、情報伝達、取引記録の作成・保存に関して異なる部分はあるか。……………	33
（問3）養殖業者はどのような情報の取引記録を作成・保存する必要があるのか。……………	33
（問4）タグやQRコード等を用いて伝達する場合には、どのような事項について作成・保存をすれば良いのか。……………	33
（問5）改正法の施行日（令和8年4月1日）前に池入れをした場合であって、出荷が施行日後である場合には情報伝達、取引記録の作成・保存の義務が生じるのか。……………	34
（問6）太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を種苗として使用する場合、種苗の重量は、どのような重量を保存するのか。……………	34
（問7）太平洋クロマグロの小型魚（30kg 未満）を種苗として使用する場合も、届出や情報伝達、取引記録の作成・保存は必要か。……………	34
（問8）一つの生簀に対して複数回の池入れがあった場合、その生簀から出荷を行った際の取引記録の作成・保存はどのように行うべきか。……………	34
（問9）池入れ後、生簀間で太平洋クロマグロを移送した場合、取引記録の作成・保存はどのように行うべきか。……………	35
（問10）産地名（養殖場の地名）について、どのような地名を記載すればいいか。……………	35
IV 取扱事業者編……………	36
1 届出関係……………	36
（問1）魚種ごとに届出する必要があるか。……………	36
（問2）既に特定第一種第一号水産動植物等について届出を行っていた取扱事業者が特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））を取り扱うこととなった場合、魚種の変更届出は必要か。……………	36
（問3）取扱事業者とは、具体的にどのような事業を行う者か。また、どのような義務が課されるのか。……………	36
（問4）採捕事業者が特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））を直接販売、加工、輸出等の事業を行う場合は、取扱事業者として届出を行う必要があるのか。……………	37
（問5）採捕した特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））を取り扱う事業者と、養殖又は輸入した特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））の取り扱う事業者とで、届出の有無	

や中身に差はあるのか。……………	37
(問6) 取扱事業者は、どこの機関に対して、どのように届出を行うのか。……	37
(問7) 取扱事業者の届出は、最初の一回のみでよいのか、また、届出に有効期限はあるのか。……………	37
(問8) 取扱事業者の事後の届出は可能か。……………	37
(問9) eMAFFで届出を行うためには、どのような準備が必要か。……………	38
(問10) 届出は、店舗や営業所ごとに行うのか。……………	38
(問11) 組合等の団体が所属する組合員(取扱事業者)の届出を代理で実施することはできるのか。……………	38
(問12) 届出を要しない場合である、「専ら特定第一種水産動植物等取扱事業者以外の者に販売することを業とする場合」の「専ら」は具体的にどのような業種を指すのか。……………	38
(問13) 特定第一種第二号水産動植物(太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上))の運送事業者は、取扱事業者としての届出は必要か。……………	39
(問14) 小売店等で解体ショーを行う場合の届出は必要か。……………	39
(問15) 解体する者は届出が不要ということだが、仲卸業者も届出が不要なのか。また、立入検査は仲卸業者も対象となるのか。……………	39
(問16) 太平洋クロマグロについてもeMAFFで届出をすることだが、漁獲番号は伝達しないのであれば届出をする必要はないのではないか。……………	39
(問17) 既に特定第一種水産動植物(アワビ、ナマコ、ウナギの稚魚)の採捕事業者として届出をしている漁協が、特定第一種第二号水産動植物(太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上))を取り扱う場合、取扱事業者の届出は必要か。・	40
2 情報伝達、取引記録の作成・保存関係 ……………	40
(問1) 特定第一種第二号水産動植物(太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上))の取扱事業者はどのような情報を伝達する必要があるのか。……………	40
(問2) 特定第一種第二号水産動植物(太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上))の取扱事業者はどのような情報の取引記録を作成・保存する必要があるのか。・	40
(問3) 特定第一種第二号水産動植物(太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上))の取扱事業者の情報伝達方法として、負担のない方法はあるのか。……………	41
(問4) 伝票で情報伝達を受けたが、タグやQRコード等への情報伝達に切り替えることは可能か。また、その際の取引記録の作成・保存は、伝票の場合と異なるか。……………	42
(問5) タグやQRコード等を用いて伝達する場合には、どのような事項について作成・保存をすれば良いのか。……………	42
(問6) 採捕した特定第一種第二号水産動植物(太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上))を取り扱う事業者と、養殖又は輸入した特定第一種第二号水産動植物(太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上))を取り扱う事業者とで、情報伝達、取引記録の作成・保存において、その内容に差はあるのか。……………	43

（問 7）委託販売の形態をとる卸売事業者は、届出、情報の伝達や取引記録の作成・保存は必要か。……………	43
（問 8）改正法施行前に採捕された特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））を、改正法施行後に流通させる場合は、情報の伝達や取引記録の作成・保存の義務は生じるのか。……………	43
（問 9）流通段階で重量を量り直す場合があるが、特段の対応は必要か。……………	43
（問 10）魚体に添付した識別番号等をタグ等として情報伝達することは可能か。……………	43
（問 11）採捕事業者が直接消費地市場に太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を持って行って計量した場合、どの段階で計測した重量を産地重量とすればよいのか。……………	44
（問 12）漁船名等の伝達情報がない特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））が消費者市場などに持ち込まれた場合、受託拒否はできるのか。……………	44
（問 13）情報伝達事項について、出荷元（漁業者等）が把握していない場合にはどうすればよいのか。……………	44
（問 14）仲卸業者から解体前の太平洋クロマグロが転送される場合、情報伝達等は必要なのか。また、伝達手段に決まりはあるのか。……………	44
（問 15）解体前のラウンドの太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を販売しているが、商品はロインの状態にしてから相手先に渡している。これを、伝票上ラウンド、えらはら抜き（G G）、ドレスとして販売した場合はどのように情報伝達、取引記録の作成・保存をするのか。……………	45
（問 16）解体ショーについて、スーパー等が仲卸事業者に外注した場合には、スーパー等の店舗において取引記録の作成・保存が必要となるのか。……………	45
（問 17）漁船名の伝達については、漁船名に代えて漁船の管理番号を伝達することでよいのか。……………	45
（問 18）漁獲した特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））を直接加工業者に委託加工して切身にして販売する場合に生じる義務は何か。……………	46
V 輸入事業者編 ……………	47
1 届出関係 ……………	47
（問 1）特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））の輸入事業者は届出が必要か。……………	47
（問 2）輸入事業者が特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））を直接販売、加工、輸出等の事業を行う場合は、取扱事業者の届出を行う必要があるのか。……………	47
（問 3）特定第一種第一号水産動植物（アワビ、ナマコ、ウナギの稚魚）を輸入している届出事業者が特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））の輸入を行おうとする場合には変更の届出は必要か。……………	47

（問４）特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））を輸入している届出事業者が特定第一種第一号水産動植物（アワビ、ナマコ、ウナギの稚魚）の輸入を行おうとする場合には届出は必要か。……………	47
2 情報伝達、取引記録の作成・保存関係……………	47
（問１）輸入事業者はどのような情報を伝達する必要があるのか。……………	47
（問２）輸入事業者はどのような情報の取引記録を作成・保存する必要があるのか。……………	48
VI 輸出事業者編……………	49
（問１）輸出事業者の届出は国に対して行えばよいのか。……………	49
（問２）輸出事業者はどのような情報を伝達する必要があるのか。……………	49
（問３）輸出事業者はどのような情報の取引記録を作成・保存する必要があるのか。……………	49
（問４）輸出の際に添付が求められる適法漁獲等証明書の交付にあたっては、国はどのようにTAC報告義務に違反していないものか等を確認するのか。……………	49
（問５）輸出時に適法漁獲等証明書の交付を申請する場合、必要となる書類は何か。……………	49
（問６）適法漁獲等証明書の交付申請時において、特定第一種第二号水産動植物等を倉庫業者において保管した際の記録を添付する必要があるのか。……………	49
（問７）適法漁獲等証明書の交付申請に必要な船荷証券又は航空運送状の写しについて、当該書類の発行が輸出日当日になる場合は添付することが困難であるが、どのような対応が必要か。……………	50
（問８）適法漁獲等証明書を一元的な輸出証明書発給システムを用いて交付申請する際は、どのような準備が必要か。……………	50
（問９）複数尾の太平洋クロマグロを同時に輸出する場合、適法漁獲等証明書の申請における数量又は重量は何になるのか。……………	50

1. Q & Aにおいては、以下のとおり、法令等の略称を使用しています。

水産流通適正化法：「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」（令和 2 年法律第 79 号）

改正法：「漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 66 号）

政令：「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令」（令和 4 年政令第 18 号）

省令：「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則」（令和 4 年農林水産省令第 39 号）

漁業法：「漁業法」（昭和 24 年法律第 267 号）

外為法：「外国為替及び外国貿易法」（昭和 24 年法律第 228 号）

デジタルプラットフォーム取引透明化法：

「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」
（令和 2 年法律 38 号）

2. Q & Aにおいては、以下のとおり、用語を定義しています。

(1) 特定第一種第一号水産動植物：水産動植物のうち、国内において違法かつ過剰な採捕（外国漁船（日本船舶以外の船舶であって、漁ろう設備を有する船舶その他の漁業の用に供されているものをいう。）によるものを除く。）が行われるおそれ大きいと認められるものであって、その資源の保存及び管理を図ることが特に必要と認められるものとして農林水産省令で定めるもの（アワビ、ナマコ、ウナギの稚魚（全長 13cm 以下のもの））。

(2) 特定第一種第二号水産動植物：水産動植物のうち、①漁業法における特別管理特定水産資源（漁業法の規定による措置のみによって違法かつ過剰な採捕を有効に防止することができるものとして農林水産省令で定めるものを除く。）又は②水産資源の保存及び管理のための我が国の措置に違反する行為が行われるおそれ大きいと認められる水産動植物であって、その資源の保存及び管理を図ることが特に必要と認められるものとして農林水産省令で定めるもののいずれかに該当するもの（太平洋クロマグロの大型魚（重量が 30kg 以上のもの））。

(3) 特定第一種水産動植物：特定第一種水産動植物及び特定第一種第二号水産動植物。

(4) 特定第一種第一号水産動植物等：特定第一種第一号水産動植物及び特定第一種第一号水産動植物を原材料とする加工品のうちその国内流通の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるもの（当該水産動植物のうち、いずれかの含有量が全重量の 50%以上のものに限り対象。なお、副産物や残さを主な原材料として使用したもの（アワビの殻、クチコ、コノワタ等）を除く。具体的には、以下の加工品。）。)

① アワビ

冷凍アワビ、くん製アワビ、塩蔵アワビ、乾燥アワビ（水等で戻したものを含む。）、煮アワビ、蒸シアワビ、調味したアワビ（加熱による調理をしてあるか否かは問わない。）、非食用のアワビ加工品

② ナマコ

冷凍ナマコ、くん製ナマコ、塩蔵ナマコ、乾燥ナマコ（水等で戻したものを含む。）、調味したナマコ（加熱による調理をしてあるか否かは問わない。）、非食用のナマコ加工品

(5) 特定第一種第二号水産動植物等：特定第一種第二号水産動植物及び特定第一種第二号水産動植物を原材料とする加工品のうちその国内流通の規制に関する措

置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるもの（現在加工品の指定はなし。）。

- （６）特定第一種水産動植物等：特定第一種第一号水産動植物等及び特定第一種第二号水産動植物等。
- （７）特定第一種水産動植物等取扱事業者：特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う者。
- （８）特定第一種第二号水産動植物採捕事業者：特定第一種第二号水産動植物の採捕の事業を行う者であって、自らが採捕した特定第一種第二号水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種第二号水産動植物等の譲渡しの事業を行うもの。
- （９）輸入・養殖特定第一種一号水産動植物等：輸入され、若しくは養殖された特定第一種第一号水産動植物（国内において採捕された特定第一種第一号水産動植物を用いて養殖されたものを除く。）又はこれらを原材料とする加工品である特定第一種第一号水産動植物等。
- （10）輸入・養殖特定第一種二号水産動植物等：輸入され、若しくは養殖された特定第一種第二号水産動植物又はこれらを原材料とする加工品である特定第一種第二号水産動植物等
- （11）特定第二種水産動植物：我が国に輸入される水産動植物のうち、外国漁船によって外国法令に照らし違法な採捕が行われるおそれ大きいと認められることその他の国際的な水産資源の保存及び管理を必要とする事由により輸入の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるもの。
- （12）特定第二種水産動植物等：特定第二種水産動植物及び特定第二種水産動植物を原材料とする加工品のうちその輸入の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるもの。

I 基本編

1 制度について

（問１）改正法の概要・目的はどのようなものか。

（答）

- 1 今般、国際的に厳格な漁獲量の管理が行われている太平洋クロマグロについて、その管理の基礎となる漁獲量等の報告義務に違反した漁獲物が流通する事案が生じたことから、その再発防止や管理強化を図ることが急務となっています。
- 2 こうした状況を踏まえ、太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を念頭に特に厳格に漁獲量の管理を行うべき水産資源について、漁獲量等の報告義務の確実な履行を図り、水産資源の持続的な利用を確保するため、
 - ① 漁業法の一部改正により、
 - ・ T A C 報告事項について、現行の漁獲量等に加えて、採捕した個体の数を追加
 - ・ T A C 報告を行う際に使っている船舶等の名称、個体の重量等の情報の記録・保存の義務付け
 - ・ T A C 報告義務違反等の罰則強化と法人に対してより重い罰則の創設等の措置を講ずるとともに、
 - ② 水産流通適正化法の一部改正により、
 - ・ 取引時における、船舶等の名称、個体の重量等の情報伝達の義務付け
 - ・ 取引記録の作成・保存の義務付け
 - ・ 輸出時の適法漁獲等証明書の添付の義務付け
 - ・ 違反者に対する罰則等の措置を講ずることとしています。

（問２）改正法により、特定第一種第二号水産動植物を対象とする水産流通適正化制度を導入することによって何がよくなるのか。

（答）

- 1 T A C 報告義務に違反した漁獲物は、通常よりも相当安い価格で取引されることが多いと考えられ、これを仕入れて流通させた事業者等は多額な利益を得ることができる一方、適正に事業を行う事業者等は競争上不利益を被ることとなりかねません。また、水産資源の適切な管理にも深刻な悪影響を及ぼすおそれがあります。
- 2 そのため、本制度を導入することで、
 - ① T A C 未報告漁獲物の国内流通を排除し、T A C 報告義務違反を抑制する
 - ② T A C 報告義務の確実な履行を図ることにより、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、我が国の資源管理に対する国際的な信頼につながるものと期待しています。

（問３）生産段階だけではなく、流通段階でも規制を設けるのはなぜか。

（答）

- 1 T A C報告義務に違反した漁獲物は、通常よりも相当安い価格で取引されることが多いと考えられ、これを仕入れて流通させた事業者は多額な利益を得ることができる一方、適正に事業を行っている流通事業者は、競争上、不利益を被ることとなりかねません。
- 2 他方、現行制度では、① T A C報告の不正について漁業者に対する規制はあるものの、② 流通事業者を直接規制する仕組みがなく、流通段階が進むほどT A C報告義務に違反した漁獲物の取扱事業者の取締りが困難といった課題があるところです。
- 3 このため、水産流通適正化法を改正し、漁業者及び流通事業者に対し、取引時にT A C報告の基となる情報の伝達及び記録の作成・保存を義務付ける仕組みを新設することとしたところです。

（問４）特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））の採捕を行っている者が行わなければならないことは何か。

（答）

- 1 特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））の採捕を行っている者は、T A C報告時、現行の報告事項に加えて、本数、船舶等の名称を報告する必要があるほか、名称、船舶等の名称、個体ごとの重量、陸揚げ日の記録を３年間保存する必要があります。
- 2 また、採捕した太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を加工せずにラウンド、えらはら抜き（G G）、ドレスの状態で行う場合には、個体の重量、陸揚げ日等について販売先に伝達するとともに、その取引記録を３年間保存する必要があります（具体的な伝達事項についてはⅡ—２—問１、保存事項についてはⅡ—２—問２を参照）。
- 3 なお、自ら採捕した太平洋クロマグロについてのみ取引を行う場合には、第一種水産動植物等取扱事業者の届出は不要です（他の漁業者が採捕又は養殖等した太平洋クロマグロについて取引をする場合には届出が必要となります。）。

（問５）特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））の養殖を行っている者が行わなければならないことは何か。

（答）

- 1 特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））の養殖を行っている者は、養殖した太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を加工せずにラウンド、えらはら抜き（G G）、ドレスの状態で行う場合には、養殖業者名、養殖ものである旨等について販売先に伝達するとともに、その取引記録を３年間保存する必要があります（具体的な伝達事項についてはⅢ—２—問１、保存事項につ

いてはⅢ—2—問3を参照)。

2 なお、自ら養殖した太平洋クロマグロについてのみ取引を行う場合には、第一種水産動植物等取扱事業者の届出は不要です(天然の太平洋クロマグロの大型魚又は他の養殖事業者が養殖した太平洋クロマグロについて取引をする場合には届出が必要となり、養殖業者が生鮮・冷蔵の太平洋クロマグロのラウンド、GG、ドレスを仕入れる場合等が想定されます。))。

(問6) 特定第一種第二号水産動植物(太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上))の流通事業者(卸業者、仲卸業者、小売り等)が行わなければならないことは何か。

(答)

- 1 特定第一種第二号水産動植物(太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上))の流通事業者は、流通する太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上)を加工せずにラウンド、えらはら抜き(GG)、ドレスの状態で行取引する場合には、第一種水産動植物等取扱事業者の届出をした上で、必要事項について販売元等から伝達を受けた上で、販売先等に必要事項を伝達するとともに、その双方の取引記録を3年間保存する必要があります(具体的な伝達事項についてはⅣ—2—問1、保存事項についてはⅣ—2—問2を参照)。
- 2 なお、流通事業者自身で解体して販売する(ラウンド、えらはら抜き(GG)、ドレスの状態のものを販売しない。)場合やアワビ、ナマコを取り扱っていることから第一種水産動植物等取扱事業者の届出済みである場合には、届出は不要です。
- 3 また、流通事業者自身で解体する場合には、解体前の太平洋クロマグロの取引記録の作成・保存をいただき、解体後の太平洋クロマグロの取引記録の作成・保存については不要です。

(問7) 特定第一種第二号水産動植物(太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上))の輸入を行っている者が行わなければならないことは何か。

(答)

- 1 特定第一種第二号水産動植物(太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上))の輸入を行っている者は、輸入した太平洋クロマグロを加工せずにラウンド、えらはら抜き(GG)、ドレスの状態で行取引する場合には、第一種水産動植物等取扱事業者の届出をした上で、取引時に、輸入されたものである旨について販売先に伝達するとともに、取引記録について保存する必要があります(具体的な伝達事項についてはⅤ—2—問1、保存事項についてはⅤ—2—問2を参照)。
- 2 なお、輸入事業者自身で解体して販売する場合やアワビ、ナマコを取り扱っていることから第一種水産動植物等取扱事業者の届出済みである場合には、届出は不要です。
- 3 また、輸入事業者自身で解体して販売する場合には、輸入した際の取引記録について保存をいただき、解体後の太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上)を販売等す

る際の取引記録の作成・保存については不要です。

（問 8）特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））の輸出を行っている者が行わなければならないことは何か。

（答）

- 1 特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））の輸出を行う事業者は、流通する太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を加工せずにラウンド、えらはら抜き（GG）、ドレスの状態で輸出する場合には、第一種水産動植物等取扱事業者の届出をした上で、仕入れに関する取引記録について保存するとともに、輸出する太平洋クロマグロについて適法漁獲等証明書の交付を受ける必要があります（具体的な伝達事項についてはⅥ―問 2、保存事項についてはⅥ―問 3 を参照）。
- 2 なお、アワビ、ナマコの輸出等を行っていることから第一種水産動植物等取扱事業者の届出済みである場合には、届出は不要です。
- 3 また、解体された太平洋クロマグロのみを販売、輸出する場合には、第一種水産動植物等取扱事業者の届出は不要です。

（問 9）今回の制度改正等は、欧米で行われている太平洋クロマグロの管理方法と比べて遜色ないものとなっているのか。

（答）

- 1 EU等で行われている大西洋クロマグロの管理手法は、I C C A T の漁獲証明制度を基礎として、漁獲物の取引の追跡を可能としています。
- 2 本制度では、陸揚げ・流通の各段階において、個体ごとの重量、陸揚げ日等の情報の伝達等を義務付けることにより、漁獲物の取引を追跡可能とするものであり、適切なチェック機能が働く体制を構築できるものと考えています。

（問 10）情報伝達のデジタル化を進めるために、国としてどのような取組を行っているのか。また、システムの構築や連携が可能となるのはいつ頃を目標にしているのか。

（答）

- 1 漁業法に基づく T A C 報告については、国が開発したスマート水産業情報システムを使って、既に全ての報告が電子的に行われています。
- 2 一方、太平洋クロマグロに関する事業者間の取引情報のやりとりについては、現在、民間ベースで行われており、現場ごとに、システムを用いて行われていることもあれば、紙の伝票で行われている場合もあります。
- 3 このため、漁獲から流通までの適正かつ円滑な管理が可能なシステム化に向けて、太平洋クロマグロについて、
 - ① タグ等を活用した電子的な情報伝達等に係る実証事業を行うとともに（令和 4

年補正予算及び令和5年度補正予算)、

- ② 電子化が進んでいない事業者がスマホ等で簡易に利用できる漁獲情報等伝達システムの開発を行ってきたところであり(令和5年度補正)、
- ③ 改正法に対応するためのシステム改修や情報伝達等のためのタブレット等の購入への支援を行っているところ(令和6年度補正、令和7年度当初)です。

(問11) 本制度の導入によって、TAC報告義務違反が疑われる太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上)の流通経路を遡って適法かどうか追跡することが可能になるのか。(トレーサビリティが確保されているのか。)

(答)

- 1 特定第一種第二号水産動植物については、取引時に、船舶等の名称等の伝達情報、取引年月日や相手方の氏名・名称等の記録・保存を義務付けており、流通過程で疑義が生じた場合には追跡・検証を行うことができる仕組みとなっています。

(問12) 現在も商慣習上、伝票等の保存は一般的に行われているが、法制度化することで何が変わるのか。

(答)

- 1 現在も商慣習上、漁獲物の取引時には取引の相手方等の情報が記載されている伝票が発行される場合が多いと承知しておりますが、過去におけるTAC未報告の事案については、① 伝票等が適切に保存されていなかったことや、② 伝票内容とTAC報告の内容を個体ごとに照合することが容易にできなかったこと等から、未報告数量の確定に時間を要しました。
- 2 このため、必要な情報の記録・保存を法律で義務付け、罰則も設けることで疑義が生じた場合に、TAC報告との照合や流通経路の確認・調査を迅速・適切に行えるようになるものと考えています。

2 対象品目

(問1) 特別管理特定水産資源(特定第一種第二号水産動植物)に指定されている魚種は何か。また、どのような基準で指定されているのか。

(答)

- 1 漁業法上の特別管理特定水産資源は、
 - ① 個体の経済価値が高い(未報告漁獲の誘因となる価格が高いもの)
 - ② 国際的な枠組み(地域漁業管理機関等による国際的な資源管理の取り決め内容)
 - ③ 資源評価(当該資源の資源量の水準)
 - ④ 個体の取引状況(取引実態における個体単位の取引の状況)
 - ⑤ その他の事情(TAC報告義務違反事案の発生状況など他に考慮すべき事情)を基準として、対象魚種を指定することとしており、具体的には、太平洋クロマグ

口の大型魚（30kg 以上）を指定しています。

- 2 水産流通適正化法上の特定第一種第二号水産動植物は、特別管理特定水産資源のほか水産資源の保存及び管理のための我が国の措置に違反する行為が行われるおそれが大きいと認められる水産動植物であって、その資源の保存及び管理を図ることが特に必要と認められるものを指定することとしており、具体的には、特別管理特定水産資源である太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）となっています。

（問 2）特別管理特定水産資源（特定第一種第二号水産動植物）について、今後対象魚種を拡大する予定か。

（答）

- 1 特別管理特定水産資源や特定第一種第二号水産動植物の指定の基準（詳細は問 1 参照）に該当する魚種等については、太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を除いて現時点では想定されていないため、即時に対象を拡大する予定はありません。
- 2 なお、当該基準に該当する魚種等が想定された場合には、必要に応じて関係者の意見等を踏まえながら、検討してまいります。

（問 3）混獲で漁獲した特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））も本制度の対象となるのか。

（答）

- 1 混獲であっても制度の対象となります。

（問 4）30kg 未満の太平洋クロマグロは制度の対象となるのか。

（答）

- 1 30kg 未満の太平洋クロマグロ（小型魚）は制度の対象とはなりません。

（問 5）特定第一種第二号水産動植物を原材料とする加工品のうち制度の対象として指定されているものは何か。また、どのような基準で指定されているのか。

（答）

- 1 特定第一種第二号水産動植物を原材料とする加工品のうち制度の対象として指定するに当たっては、
- ① 加工品も流通規制の対象としなければ当該特定第一種第二号水産動植物の保存及び管理の推進に支障が生じるか
 - ② 加工品への流通規制の実施に生じる多大なコストに比して十分な効果が得られるか
- 等を考慮することとしています。現時点ではこれらの考慮事項を満たす加工品が想定されないため、制度の対象となる加工品はありません。

（問 6）太平洋クロマグロの解体前までとはどこまでか。

（答）

- 1 ドレスの状態（頭と尾が切り落とされ、えら及び内臓が取り除かれた状態）までを解体前とすることとしています。
- 2 このため、ドレスの状態（頭と尾が切り落とされ、えら及び内臓が取り除かれた状態）からさらに解体する場合には制度の対象とはなりません。

（問 7）解体後の切身（フィレ、ロイン等）や加工品は制度の対象となるのか。

（答）

- 1 解体後の切身（フィレ、ロイン等）や加工品は制度の対象となりません。

（問 8）太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を冷凍したものは制度の対象となるのか。

（答）

- 1 冷凍した太平洋クロマグロは加工品の扱いとなり、制度の対象となりません。

（問 9）養殖品、輸入品は制度の対象となるのか。

（答）

- 1 養殖品、輸入品であっても、生鮮・冷蔵の太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）であって、解体前までのもの（ラウンド、えらはら抜き（GG）、ドレス）であれば、制度の対象となるため、情報伝達、取引記録の作成・保存が必要となります。

（問 10）観賞用（水族館等）の特定第一種第二号水産動植物も制度の対象となるのか。

（答）

- 1 食用ではなく、観賞用（水族館等）であっても、太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）であれば制度の対象となるため、取引時の情報伝達、取引記録の作成・保存が必要となります。

（問 11）ラウンドの状態 で 30kg 以上であったが、えらはら抜き（GG）又はドレスへの処理の後に 30kg 未満となる場合には、漁業法及び水産流通適正化法の対象となるのか。

（答）

- 1 えらはら抜き（GG）又はドレスへの処理の後に 30kg 未満となる場合であっても、ラウンドの状態 で 30kg 以上であれば、制度の対象となります。

（問 12）養殖用種苗も対象となるのか。

（答）

- 1 養殖用種苗であっても、太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を種苗として供与する場合には、採捕漁業者は本数等を含んだ T A C 報告、販売先に対する情報伝達、取引記録の作成・保存をする必要があります（具体的な対応については I — 1 — 問 4 を参照。）。
- 2 また、養殖業者については、I — 1 — 問 5 のとおり販売先に対する情報伝達、取引記録の作成・保存する必要があります。

3 届出関係

（問 1）特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））について届出を求められているのは誰か。

（答）

- 1 生鮮・冷蔵の太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）であって、解体前までのもの（ラウンド、えらはら抜き（G G）、ドレス）を他の事業者に対して販売等する者については、特定第一種水産動植物等取扱事業者としての届出が必要となります。
- 2 このため、太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を解体したもののみ（自身で解体する場合を含む）を販売する場合には、届出は不要です。
- 3 なお、漁業者や養殖業者については、自らが採捕したり養殖したりしたものについてのみ他の事業者に対して販売等する場合には、特定第一種水産動植物等取扱事業者としての届出は不要です（自らが採捕したり養殖したりした太平洋クロマグロ以外のものについても取引をする場合には届出が必要です。）。

4 情報伝達、取引記録の作成・保存関係

（問 1）特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））について情報伝達、取引記録の作成・保存を求められているのは誰か。

（答）

- 1 生鮮・冷蔵の太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）であって、解体前までのもの（ラウンド、えらはら抜き（G G）、ドレス）を他の事業者に対して販売等する者は、それらを取引する際に情報伝達が必要となります。
- 2 また、取引記録の作成・保存については、上記の情報を伝達した者と情報を受け取った者の双方が対応する必要があります。
- 3 このため、生鮮・冷蔵の太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）であって、解体前までのもの（ラウンド、えらはら抜き（G G）、ドレス）を他の事業者から購入等し、さらに他の事業者に対して販売等する場合には、それぞれの取引についての記録の作成・保存が必要です。

（問 2）どのような情報を伝達するのか。

（答）

- 1 情報伝達の具体的な内容については、漁業者、養殖業者、取扱事業者などといっ

た事業者ごとに、天然ものか養殖ものか、伝票等による伝達かタグ等による伝達かによって異なってきます。

- 2 このため、漁業者についてはⅡ—2—問1、養殖業者についてはⅢ—2—問1、取扱事業者についてはⅣ—2—問1、輸入事業者についてはⅤ—2—問1、輸入事業者についてはⅥ—問2を御確認ください。

（問3）どのタイミングで情報伝達するのか。また、伝達方法はどのようなものか。

（答）

- 1 情報伝達のタイミングは、対象となる水産物の譲渡し等と同時にできるだけ速やかに行うことが望ましいです。
- 2 なお、情報伝達の方法は、必要事項が記載されていれば、電子メール、伝票への記載等いずれの方法でも構いません。
- 3 また、タグ等による情報伝達を行う場合は、漁業者についてはⅡ—2—問1、養殖業者についてはⅢ—2—問1、取扱事業者についてはⅣ—2—問1、輸入事業者についてはⅤ—2—問1、輸入事業者についてはⅥ—問2を御確認ください。

（問4）取引記録の保存期間は何年か。

（答）

- 1 3年間保存する必要があります。

（問5）取引記録の作成・保存は紙でよいか。

（答）

- 1 保存の方法は、必要事項が記載されていれば、電子媒体・紙であるかを問いません。

（問6）保存する取引記録にはどのような事項が必要か。

（答）

- 1 取引記録の作成・保存の具体的な内容については、漁業者、養殖業者、取扱事業者などといった事業者ごとに、天然ものか養殖ものか、伝票による伝達かタグ等による伝達かによって異なってきます。
- 2 このため、漁業者についてはⅡ—2—問2、養殖業者についてはⅢ—2—問3、取扱事業者についてはⅣ—2—問2、輸入事業者についてはⅤ—2—問2、輸出事業者についてはⅥ—問3を御確認ください。

（問7）取引記録は、事業所ごとに作成する必要があるのか。

（答）

- 1 取引記録は、取引を行った事務所、事業所又は店舗ごとに作成する必要があります。

- 2 なお、本社で一括して仕入や経理を行っている場合等、記録が本社において一括して保存されている場合において、各事務所等から当該事務所の取引記録を本社に照会すれば、その記録を速やかに確認できるような措置がとられていれば、本社で一括して作成することも可能です。

（問 8）取引記録を災害や事故などで消失した場合はどうしたらよいか。

（答）

- 1 保存義務が課されている取引記録について、災害や事故など、自己の責に帰さない理由で消失した場合は、可能な範囲で合理的な方法（取引の相手先へ取引内容を照会するなどして取引記録を復元する等）により、再度取引記録を作成し、保存して下さい。

（問 9）本制度において漁獲番号や T A C 報告の有無を伝達させないのはなぜか。

（答）

- 1 漁獲番号は、漁業法に基づく許可等の採捕権限を有する漁業者が採捕したものであることが流通段階でわかるようにアワビ・ナマコ等で伝達しているものであるため、漁獲番号のみの伝達では、T A C 報告義務に違反した漁獲物の流通を防止する仕組みとして有効に機能しないものと考えられます。
- 2 また、太平洋クロマグロのような生鮮で流通するものは、多くの場合、漁業者は陸揚げ後数時間以内に漁獲物をセリ・入札で販売し、その後に T A C 報告をしているため、T A C 報告の有無を伝達事項とし、T A C 報告済の漁獲物のみ流通させることとした場合は、漁獲物の迅速な流通を損なってしまうおそれがあるものと考えています。

（問 10）タグ等による情報伝達を設ける趣旨・目的は何か。

（答）

- 1 太平洋クロマグロの大型魚については、取引のスピードが非常に速い場合も多いことから、タグや Q R コード等の個体を識別できる方法により、伝達すべき情報を知ることができる措置を講じた上で、表示・伝達する事項自体を限定（個体識別番号等）すれば、
- ① 川上の事業者にとっては、多量の情報を短時間に表示する手間が省け、負担の軽減を図ることができるとともに、
- ② 川下の事業者にとっても、取引時に情報を伝達される場合とほぼ同様に、伝達すべき情報を入手可能な立場に置かれることとなる
- ものと考えられることによるものです。

(問 11) 今回、譲渡だけでなく、引渡しの際にも伝達を義務付けているのはなぜか。

(答)

- 1 一般に、法律上、
 - ① 「譲渡し」と規定した場合、所有権を移転させることをいい、
 - ② 「引渡し」と規定した場合、占有権を移転させることをいうこととされています。
- 2 太平洋クロマグロの大型魚の取引においては大卸（卸売事業者）が、法律的には太平洋クロマグロの所有権の移転を受けることなく、占有権を移転させる「引受け」及び「引渡し」をすることによりセリ・入札を行っていますが、市場において委託を受けた太平洋クロマグロの販売伝票の受け渡しを行うなど、実質的に所有者と同等に太平洋クロマグロの取扱いを行っています。
- 3 このため、当該大卸が太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を「引受け」、他の事業者が「引渡し」を行う際にも法律上の義務者として漁獲物の情報の伝達を行わせ、違反があった際に直接、勧告等の行政措置や罰則を適用できるようにすることが適当であり、引渡しの際の伝達を義務付けることとしたところです。

(問 12) 太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を販売した翌日以降に伝票等を渡す場合、販売と同時に渡さなくて大丈夫なのか。

(答)

- 1 情報伝達のタイミングは、対象となる水産物の譲渡し等と同時にできるだけ速やかに行うことが望ましいです。
- 2 なお、翌日以降に伝票等を渡す場合には、伝票等ではなく、対象水産物と同時に渡される送り状や仕切り書等に必要事項を記載いただき、渡していただいても問題ありません。

(問 13) 太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を複数の本数まとめて伝票等に記載している場合には、1 本ごとに記載されている送り状等で情報伝達等することでよいのか。

(答)

- 1 送り状等において 1 本ごとに必要事項を記載し、相手先に情報伝達されていれば問題ありません。

(問 14) 産地重量と取引重量は形状によって変わると思うが、形状は伝達等の事項に含めなくてよいのか。

(答)

- 1 伝票等において産地重量と取引重量を伝達すれば、当該伝票等における太平洋クロマグロについて、T A C 報告との照合や流通経路の確認・調査を行うことができ

るものと考えられることから、形状については、伝達等の事項に含めておりません。

（問 15）伝票に漁船名等以外の情報を記載し漁船名等についてはタグで伝達することで検討しているが、情報は全て伝票に記載しないといけないのか。

（答）

- 1 今般の改正では、疑義事案が生じた場合に、T A C報告との照合や流通経路の確認・調査を迅速・適切に行えることができるようにするものであることから、一つの伝票に必要な事項を全て記載しなければならないというのではなく、必要に応じて他の書類等に分けて記載することも可能です。
- 2 ただし、取引先において伝達情報がどこに記載されているか、どのように確認できるかがわかるようにする必要があります。
- 3 具体的な情報伝達の方法は、電子メール、伝票への記載等、産地や流通形態にあった方法を採用いただければと思います。

（問 16）伝票等の名称について、実際の運用上で伝票、荷受状など名称は関係ないのか。

（答）

- 1 伝票等については、伝票、仕切り書、荷受状、送り状などが想定されますが、必要事項が記載されていれば、その名称は問いません。

（問 17）「船舶等の名称」の「等」とは具体的にどういった場合に何を記載するのか。（定置網漁業の場合、「船舶等の名称」には何を記載するのか。）

（答）

- 1 定置漁業権（休業中における都道府県知事の許可を含む。）であれば免許を受けた者の氏名若しくは名称又は免許番号を記載してもらうことを想定しています。
- 2 同様に、第2種共同漁業権による小型定置網漁業であれば当該漁業権に基づき採捕した組合員の、都道府県知事による許可の対象となる小型定置網漁業であれば当該許可に基づき採捕した者の氏名若しくは名称又は免許若しくは許可番号となります。

（問 18）伝達すべき事項にある「名称」の書き方には、「本マグロ」や「太平洋クロマグロ」など決まりはあるか。

（答）

- 1 「本マグロ」でも「太平洋クロマグロ」でも構いません。現行の商慣習において使用されている太平洋クロマグロの名称を記載してください。
- 2 なお、流通の過程において、事業者間での認識に齟齬が生じることのない名称を使用していただきますようお願いいたします。

（問 19）陸揚げ日と仕切り日が異なる場合ではどちらを伝達すれば良いのか。

（答）

- 1 今般の改正では、疑義事案が生じた場合に、T A C報告との照合や流通経路の確認・調査を迅速・適切に行えることができるようにするものであることから、T A C報告に使用した事項を伝達することが重要です。
- 2 このため、陸揚げ日と仕切り日が異なる場合には、T A C報告に使用されている陸揚げ日も必ず伝達してください。

5 罰則

（問 1）水産流通適正化法上の規定の違反に対する主な罰則の内容は何か。

（答）

- 1 取扱事業者が届出をしないで特定第一種水産動植物等の譲渡し等を行った場合又は虚偽の届出をした場合については、直罰規定となっており、50 万円以下の罰金が科され、また、取扱事業者が変更の届出をせず、又は虚偽の変更届出をした場合には 30 万円以下の罰金が科されます。
- 2 取扱事業者が情報伝達義務違反又は取引記録の作成保存義務違反をした場合には、違反に対する勧告や命令に更に違反し改善が見られないときだけではなく、勧告や命令を経ずに直接刑事罰を科すことを可能としており、50 万円以下の罰金が科されます。
- 3 特定第一種水産動植物等の輸出事業者が、適法漁獲等証明書を添付せずに輸出した場合には、直罰規定となっており 50 万円以下の罰金が科されます。
- 4 特定第一種水産動植物等取扱事業者等若しくは特定第二種水産動植物等の輸入の事業を行う者等に対する立入検査等において、必要な報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告、物件を提出し、又は立入検査の拒否、妨害、忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合には 50 万円以下の罰金が科されます。

（問 2）伝達・記録義務違反に対して直接罰則を設けることとした趣旨は何か。

（答）

- 1 悪質な違反事案の再発防止のためには、行政による勧告等を通じて規制の遵守を促すだけでなく、直接刑事罰を科すことを可能とし、抑止力を高める必要があると考えています。
- 2 このため、現行のアワビ・ナマコが指定されている特定第一種第一号水産動植物に加え、今般新設する特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚）の双方について、伝達等の違反時に直接罰則（50 万円以下の罰金）を適用できるようにしたところです。

（問３）漁業法に法人重科を導入する理由は何か。また、罰金額を１億円以下とした理由は何か。

（答）

- 1 特別管理特定水産資源（太平洋クロマグロの大型魚）は、他の魚種よりも厳格な資源管理が求められるものですが、
 - ① その対象となる魚種は、個体の経済的価値が高く、報告義務に違反して採捕することにより得られる利益が大きいこと
 - ② 法人は個人と比して事業規模が大きく、違反時の資源に与える影響が大きい一方で、現行の 30 万円以下の罰金では、その事業規模に相応しい抑止力を確保できないこと等から、法人の罰金額を個人よりも重くする法人重科を設けることとしたところで
- 2 その罰金額の水準については、大規模漁業法人の年間の平均売上総利益が約 5,400 万円であることや、他の立法事例を踏まえ、十分な抑止力となる水準として、1 億円以下の罰金としています。

Ⅱ 採捕事業者編

＜漁業法関係＞

（問１）「産地市場」、「消費地市場」、「産地重量」、「ＴＡＣ報告に使用する重量」は、このＱ＆Ａにおいて何を想定しているのか。

（答）

- １ 「産地市場」は、太平洋クロマグロが陸揚げされた産地においてセリ等の取引が行われる市場を想定しています。
- ２ 「消費地市場」は、産地市場で競り落とされた太平洋クロマグロが消費地に運ばれたのち、再度セリ等の取引が行われる市場を想定しています。
- ３ 「産地重量」は、太平洋クロマグロの陸揚げ時に計測される個体ごとの重量を想定しています。
- ４ 「ＴＡＣ報告に使用する重量」は、基本的には産地重量を想定しています。なお、クロマグロの形態に応じ、産地重量に予め決められたラウンド換算のための係数を乗じた重量が「ＴＡＣ報告の重量」となります。例えば、陸揚げ時に計測した重量が、えらはら抜き（ＧＧ）で 100kg であり、ラウンド換算のための係数として 1.15 を用いる場合、「ＴＡＣ報告に使用する重量」は 100kg、「ＴＡＣ報告の重量」は 1.15 を乗じた 115kg となります。

（問２）漁業者からのＴＡＣ報告の期限を陸揚げ後３日以内にした理由は何か。また、３日を超える期限を設定することは可能か。

（答）

- １ 個体の経済的価値が高い特別管理特定水産資源として指定される 30kg 以上の太平洋クロマグロについて、組織ぐるみの違反を抑止するため、新たに法人重科として 1 億円以下の罰金刑や即時の停泊命令を可能とする等の措置を講じたところですが、この罰則強化の実効性を高めることから、報告に即時性を求めることが重要です。
- ２ また、多くの産地市場等では、原則、30kg 以上の太平洋クロマグロについては、1 尾ずつ計量するなどの実態もあることも踏まえ、総量管理区分も含めて、現行のⅠＱ管理区分における報告期日である 3 日を原則として措置するものです。
- ３ なお、特別管理特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、これによることが適当でないと認めるものについては、資源管理基本方針や都道府県資源管理方針に別途期間を定めることも可能です。

（問３）ＴＡＣ報告の記録の保存は漁業者自身が行わなければならないのか、漁協に委託できるのか。

（答）

- １ 今般の改正は、疑義事案が生じた場合に、ＴＡＣ報告との照合や流通経路の確認・

調査を迅速・適切に行うことができるようにするものです。

- 2 このため、T A C報告を所属漁協が代理で行う場合も、記録保存については、漁業者が行う必要があります。

（問４）報告事項は総量（漁獲量）や本数となっている一方で、保存事項は個体の重量となっているのはなぜか。

（答）

- 1 今般の改正は、疑義事案が生じた場合に、T A C報告との照合や流通経路の確認・調査を迅速・適切に行うことができるようにするものであるため、伝達や保存される重量がT A C報告時に使用されているかを確認できるようにする必要があります。
- 2 他方で、個体の各重量をT A C報告することとした場合には、漁業者等においてT A C報告時に膨大な事務負担が生じるおそれがあります。
- 3 このため、T A C報告における報告事項は総量と本数等とし、その報告の基となる個体の重量等については保存事項とするものです。

（問５）太平洋クロマグロの養殖種苗の採捕事業者は、どのような情報のT A C報告と記録の保存が必要か。

（答）

- 1 種苗が30kg以上である場合には、本数、漁獲量（総量）、報告者の氏名及び住所等、名称、管理区分、陸揚げ日、船舶等の名称、その他の参考事項等について報告し、名称、船舶等の名称、種苗の重量、陸揚げ日について3年間保存する必要があります。
- 2 他方で、種苗が30kg未満である場合には、従前どおり、漁獲量（総量）、報告者の氏名及び住所等、名称、管理区分、陸揚げ日、その他の参考事項等について報告する必要がありますが、記録の保存については不要です。

（問６）産地重量の計測を荷受業者や養殖業者に委託している場合にはどのように対応すればよいか。

（答）

- 1 現行のT A C報告において、荷受業者や養殖業者から送付された重量の記載がある仕切り書等に基づき、漁業者自身や漁協が代理で対応している場合には、それらの仕切り書等をもとにT A C報告していただくとともに、その仕切り書等を3年間保存していただくこととなります。
- 2 なお、それらの仕切り書等をそのまま保存する際には、名称、採捕した漁船等の名称、個体ごとの重量、陸揚げ日が記載されていることを確認するようにしてください。
- 3 また、T A C報告時の情報の保存のみならず、水産流通適正化法上の取引記録の

保存義務の履行を兼ねる場合には、販売時の重量（T A C報告に使用した重量と異なる場合）、販売日等、販売先等についても記載されていることが必要です。

（問 7）船舶等の名称は、採捕した漁船の名称か、運搬船の名称か。

（答）

- 1 太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を採捕した漁船の名称です。

＜水産流通適正化法関係＞

1 届出関係

（問 1）第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））の採捕事業者の採捕や取扱に係る届出は必要か。

（答）

- 1 特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚）の採捕に関し、届出は不要です。

（問 2）特定第一種第一号水産動植物（アワビ、ナマコ、ウナギの稚魚）の採捕事業者としてすでに届出している者が特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））の採捕をしようとする場合には変更の届出は必要か。

（答）

- 1 特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））については採捕事業者の届出は求めていることから、特定第一種第一号水産動植物（アワビ、ナマコ、ウナギの稚魚）の採捕事業者としてすでに届出している者が太平洋クロマグロの採捕を行う場合にあっては、改めての届出は不要です。

（問 3）特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））を採捕している事業者が特定第一種第一号水産動植物（アワビ、ナマコ、ウナギの稚魚）の採捕をしようとする場合には届出は必要か。

（答）

- 1 特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））については採捕事業者の届出は求めていませんが、特定第一種第一号水産動植物（アワビ、ナマコ、ウナギの稚魚）の採捕をしようとする場合には、採捕事業者の届出が必要となります。

（問 4）太平洋クロマグロの養殖種苗の採捕事業者は、採捕や取扱に係る届出は必要か。

（答）

- 1 特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚）の採捕に関し、届出は不要です。

2 情報伝達、取引記録の作成・保存関係

（問１）採捕事業者はどのような情報を伝達する必要があるのか

（答）

- 1 採捕した太平洋クロマグロが 30kg 以上である場合には、取引時、
 - ① 伝票等で伝達する場合には、名称、漁船名等、産地重量、陸揚げ日
 - ② タグ等で伝達する場合には、タグ等番号を伝達することとなります。

（問２）採捕事業者はどのような取引記録を作成・保存する必要があるのか。

（答）

採捕した太平洋クロマグロについては、

- 1 伝票で伝達する場合には、名称、漁船名等、産地重量、陸揚げ日、販売時等の個体の重量、販売日等、販売先等を保存することとなります。
- 2 タグ等を取り付けて伝達する場合には、タグ等番号、名称、漁船名等、産地重量、陸揚げ日、販売時等の個体の重量、販売日等、販売先等を 3 年間保存することとなります。

（問３）採捕事業者の情報伝達方法として、負担のない方法はあるのか。

（答）

- 1 太平洋クロマグロの大型魚については、取引のスピードが非常に速い場合も多いことから、川上の事業者にとっては、多量の情報を短時間に表示する手間が省け、負担の軽減を図ることができるよう、タグやQRコード等の個体を識別できる方法により、伝達することも伝達方法の一つとしております。
- 2 そのほか、一度に大量のクロマグロを取引する場合には、一尾ごとの必要事項を別々に伝票に記載しなくとも、同一の漁船で採捕されている場合には、1 枚の伝票に個々の重量を列記し伝達することも可能です。

（問４）伝票による記録・保存方法について、漁協のシステム内でデータを保存していれば漁業者が紙ベースで保存する必要はないか。

（答）

- 1 今般の改正では、流通する水産物について、当該水産物を取り扱う事業者に対し、情報伝達、記録の作成・保存を義務付けることにより、疑義事案が生じた場合には、TAC報告との照合や流通経路の確認・調査を迅速・適切に行うことができるようにしています。
- 2 このため、漁協のみならず、伝達の起点となる漁業者におかれても取引の記録を作成・保存する必要があります。
- 3 なお、販売後に漁協から入手する伝票等に必要事項の記載があれば、その伝票等

を保存することでも対応可能と考えられます。また、その際の保存方法は、紙と電子データのどちらでも構いません。

（問５）採捕事業者が計量等を委託する漁協等に漁獲物を引渡す場合、伝票は太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を受け取った人に渡されるが、採捕事業者はどのように情報を記録・保存すればよいか。

（答）

- 1 伝票等については、譲渡し等を受けた事業者に対して渡すのみならず、採捕事業者にも重量が記載された伝票等が返されるものと思います。
- 2 このため、取引記録の作成・保存に当たっての必要事項が伝票に記載されている場合には、そちらをそのまま保存いただく形で差し支えありません。
- 3 なお、委託先から重量が記載された伝票等が渡されない場合は、委託先に確認し、伝票等を受け取るようにしてください。

（問６）採捕事業者が直接消費地市場に太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を持って行って計量する場合、どの段階で計測した重量を産地重量とすればよいか。

（答）

- 1 今般の改正では、流通する水産物について、当該水産物を取り扱う事業者に対し、伝達、記録の作成・保存を義務付けることにより、疑義事案が生じた場合には、T A C 報告との照合や流通経路の確認・調査を迅速・適切に行うことができるようにするものであり、伝達する重量は「採捕後、譲渡し、引渡し又は加工をする時までの間に計量した重量」と規定されています。
- 2 このため、陸揚げ時に計測した重量を T A C 報告に使用する重量及び産地重量としてください。
- 3 なお、産地市場で計量できない場合であって、消費地市場で初めて計量した場合は、それを T A C 報告に使用する重量及び産地重量としてください。

（問７）陸揚げ時に産地で仮計量しているが、譲渡し（販売）は消費地市場において初めて行われるため、T A C 報告には消費地市場で計測された重量を用いている。引き続き消費地市場で計測された重量を T A C 報告に用いて良いか。

（答）

- 1 今般の改正では、流通する水産物について、当該水産物を取り扱う事業者に対し、伝達、記録の作成・保存を義務付けることにより、疑義事案が生じた場合には、T A C 報告との照合や流通経路の確認・調査を迅速・適切に行うことができるようにするものであることから、陸揚げ時に計測した重量を T A C 報告に使用する重量及び産地重量としてください。
- 2 T A C 報告に使用する重量を消費地市場の重量から産地市場の重量へ変更することに課題がある場合には、課題を有する都道府県とともに、解決する方法を検討

してまいります。

（問８）採捕事業者が直接消費地市場に陸揚げし（引き渡し）、その後伝票を漁協経由で漁業者に戻すというやり方の場合、漁協でも伝票を保存する義務があるのか。

（答）

- 1 今般の法改正は、疑義事案が生じた場合には、T A C報告との照合や流通経路の確認・調査を迅速・適切に行うことができるようにするものであることから、当該水産物を取り扱う事業者に対し、取引記録の作成・保存の義務を課しています。
- 2 この場合、商流上において、漁協が当該水産物を取り扱う事業者である場合は、漁協においても情報伝達、取引記録の作成・保存について対応する必要があります。

（問９）タグやQ Rコード等を用いて伝達する場合には、どのような記録を作成・保存をすれば良いのか。

（答）

- 1 タグ等を取り付けて伝達する場合には、タグ等番号、名称、船舶等の名称、産地重量、陸揚げ日、販売時等の個体の重量、販売日等、販売先等を保存することとなります。

Ⅲ 養殖業者編

1 届出関係

（問１）特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））の養殖業者は届出が必要か。

（答）

- 1 特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））の養殖業者については、自らが養殖したものをほかの事業者の販売等する場合には、特定第一種水産動植物等取扱事業者としての届出は不要です。
- 2 なお、他の漁業者が採捕又は養殖等した太平洋クロマグロについて取引をする場合には届出が必要となります（詳細はⅠ—１—問５参照）。

（問２）養殖業者が特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））を直接販売、加工、輸出等の事業を行う場合は、取扱事業者の届出を行う必要があるのか。

（答）

- 1 養殖業者は、特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））を直接販売、加工、輸出等の事業を行うかを問わず、取扱事業者としての届出は不要です。

（問３）特定第一種第一号水産動植物（アワビ、ナマコ、ウナギの稚魚）を養殖している者が特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））の養殖を行おうとする場合には変更の届出は必要か。

（答）

- 1 特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））の養殖に当たっては、その届出を不要としているため、特定第一種第一号水産動植物（アワビ、ナマコ、ウナギの稚魚）を養殖している者による変更の届出は不要です。

（問４）特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））を養殖している者が特定第一種第一号水産動植物（アワビ、ナマコ、ウナギの稚魚）の養殖を行おうとする場合には届出は必要か。

（答）

- 1 特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））の養殖に当たっては、その届出を不要としています。特定第一種第一号水産動植物（アワビ、ナマコ、ウナギの稚魚）の養殖については特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出が必要になります。

2 情報伝達、取引記録の作成・保存関係

(問 1) 養殖業者はどのような情報を伝達する必要があるのか。

(答)

1 養殖の太平洋クロマグロについては、

- ① 伝票で伝達する場合には、名称、養殖業者名、養殖ものである旨、産地名（養殖場の地名）、出荷日
- ② タグ等で伝達する場合には、タグ等番号を伝達することとなります。

(問 2) 特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））の養殖業者と採捕事業者とで、情報伝達、取引記録の作成・保存に関して異なる部分はあるか。

(答)

1 特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））の養殖業者については、陸揚げ日や漁船名等について情報の伝達、記録の作成・保存は不要ですが、問 1 に記載する産地名（養殖場の地名）等について情報の伝達、問 3 に記載する取引記録の作成・保存をする必要があります。

(問 3) 養殖業者はどのような情報の取引記録を作成・保存する必要があるのか。

(答)

養殖の太平洋クロマグロについては、

- 1 養殖業者が販売先へ伝票で伝達する場合には、名称、販売時の個体の重量、養殖業者名、養殖ものである旨、産地名（養殖場の地名）、出荷日、出荷先（、太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を種苗として用いた場合には池入れ時の種苗の重量、種苗の池入れ日）を保存。
- 2 タグ等を取り付けて伝達する場合には、タグ等番号、名称、販売時の個体の重量、養殖業者名、養殖ものである旨、産地名（養殖場の地名）、出荷日、出荷先（、太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を種苗として用いた場合には池入れ時の種苗の重量、種苗の池入れ日）を保存することとなります。
- 3 また、30kg 以上の太平洋クロマグロを種苗として用いた場合、種苗取引した際の取引記録として、名称、種苗を採捕した船舶等の名称、池入れ時の種苗の重量、池入れ日を保存する必要があります。

(問 4) タグやQRコード等を用いて伝達する場合には、どのような事項について作成・保存をすれば良いのか。

(答)

1 タグ等を取り付けて伝達する場合には、名称、販売時の個体の重量、養殖業者名、

養殖ものである旨、産地名（養殖場の地名）、出荷日、出荷先（、太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を種苗に用いた場合には池入れ時の種苗の重量、種苗の池入れ日）に加えてタグ等番号を保存することとなります。

（問５）改正法の施行日（令和８年４月１日）前に池入れをした場合であって、出荷が施行日後である場合には情報伝達、取引記録の作成・保存の義務が生じるのか。

（答）

- 1 改正法の施行日（令和８年４月１日）後に養殖場から出荷する場合には、施行日前に種苗の池入れをした場合であっても、情報伝達、取引記録の作成・保存の義務が生じます。
- 2 なお、池入れの段階では、施行日前であることから、種苗の採捕事業者から養殖業者に対し、種苗の重量や採捕日等について伝達がなされない場合があるため、この場合には、種苗の池入れ日が施行日前であると分かる取引記録（請求書や納品伝票等）を保存することが望ましいと考えます。

（問６）太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を種苗として使用する場合、種苗の重量は、どのような重量を保存するのか。

（答）

- 1 種苗を採捕した漁業者がＴＡＣ報告をする際に使用する重量を保存することとなります。
- 2 現在においても、「太平洋クロマグロの管理強化についての対応」（平成 22 年 5 月 11 日公表）に基づき、養殖の種苗の重量を報告していることとしますので、その数字について保存することを想定しています。

（問７）太平洋クロマグロの小型魚（30kg 未満）を種苗として使用する場合も、届出や情報伝達、取引記録の作成・保存は必要か。

（答）

- 1 出荷時に太平洋クロマグロが 30kg 以上である場合には、名称、養殖業者名、養殖ものである旨、産地名（養殖場の地名）、出荷日を販売先に伝達するとともに、その取引記録について作成・保存する必要があります（具体的な伝達事項についてはⅢ—２—問 1、保存事項についてはⅢ—２—問 3 参照）。
- 2 なお、太平洋クロマグロの小型魚（30kg 未満）の種苗を取引した際には、その取引記録を保存する必要はありません。

（問８）一つの生簀に対して複数回の池入れがあった場合、その生簀から出荷を行った際の取引記録の作成・保存はどのように行うべきか。

（答）

- 1 太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を種苗として用いる場合、出荷時の取引

記録として池入れ時の種苗の重量、種苗の池入れ日の保存が必要となります。

- 2 複数回の種苗池入れを行った生簀から出荷を行う場合、出荷した太平洋クロマグロに対し池入れ重量及び池入れ日を特定する事が出来ない事から、当該生簀に対する全ての池入れについて情報（池入れ時の重量及び種苗の池入れ日）を保存しておく必要があります。

（問 9）池入れ後、生簀間で太平洋クロマグロを移送した場合、取引記録の作成・保存はどのように行うべきか。

（答）

- 1 30kg 未満の太平洋クロマグロを取り扱う場合には、取引記録の作成、伝達、保存は不要です。
- 2 30kg 以上の太平洋クロマグロを取り扱う場合、同一業者内での移送の場合には、取引記録の作成、伝達、保存は特段不要ですが、異なる業者間での取引を伴う移送の場合には、取引記録の作成、伝達、保存が必要になります。

（問 10）産地名（養殖場の地名）について、どのような地名を記載すればいいか。

（答）

- 1 同一の養殖業者が複数の養殖場を持っている場合に、養殖場を特定できるような地名を記載ください。

IV 取扱事業者編

1 届出関係

(問1) 魚種ごとに届出する必要はあるか。

(答)

- 1 魚種ごとに届出する必要はありません。
- 2 なお、これまでアワビ、ナマコを取り扱っていないことから、第一種水産動植物等取扱事業者としての届出を行っていない場合には、届出をしていただくようお願いいたします。

(問2) 既に特定第一種第一号水産動植物等について届出を行っていた取扱事業者が特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））を取り扱うこととなった場合、魚種の変更届出は必要か。

(答)

- 1 取り扱う魚種の変更に当たって、変更届は不要です。

(問3) 取扱事業者とは、具体的にどのような事業を行う者か。また、どのような義務が課されるのか。

(答)

- 1 取扱事業者は、特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う者であり、具体的には、太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を採捕する漁業者、養殖業者、流通事業者（太平洋クロマグロが解体されるまでを取り扱う事業者（解体業者など））、輸入事業者、輸出事業者が含まれます。義務は下記のとおりです。

	対象者	水産流通適正化法における義務	
		届出 (令和7年10月から開始)	伝達・保存等 (令和8年4月から開始)
特定第一種第二号水産動植物等取扱事業者	採捕事業者	不要	① 名称、船舶等の名称、個体の重量、陸揚げ日を伝達(販売先へ) ② 取引記録の作成・保存(3年間)
	養殖業者	不要	① 名称、養殖である旨、養殖業者名、産地名、出荷日を伝達(販売先へ) ② 取引記録の作成・保存(3年間)
	流通事業者 ・産地市場一次買受人 ・卸売事業者 ・仲卸事業者 ・水産加工事業者 ・輸入事業者 など	必要 ※1 (太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上)でかつ、解体までを販売する場合※2, 3)	① 名称、船舶等の名称、個体の重量、陸揚げ日を伝達(販売先へ) ② 取引記録の作成・保存(3年間) ※ 輸入ものや養殖ものを取り扱う事業者は輸入ものや養殖ものである旨等を伝達し、取引記録を作成・保存することが必要
	輸出事業者	※1 ただし、アワビ、ナマコ、シラスウナギで届出済みの場合は不要 ※2 生鮮・冷蔵のラウンド・GG・ドレスを対象とすることを想定 ※3 輸入ものや養殖ものを取り扱う事業者についても届出が必要	① 適法漁獲等証明書の交付申請 ② 適法漁獲等証明書の添付(通関時) ③ 取引記録(仕入れ時)の作成・保存(3年間)

（問４）採捕事業者が特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））を直接販売、加工、輸出等の事業を行う場合は、取扱事業者として届出を行う必要があるのか。

（答）

- 1 採捕事業者が特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））の直接販売、加工、輸出等の事業を行う場合は、取扱事業者として届出を行う必要はありません。

（問５）採捕した特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））を取り扱う事業者と、養殖又は輸入した特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））の取り扱う事業者とで、届出の有無や中身に差はあるのか。

（答）

- 1 特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））を取り扱う事業者は、それが天然、養殖または輸入されたものであるかを問わず、生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き（G G）、ドレスの太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を取り扱う場合には、届出を行う必要があります。
- 2 なお、天然、養殖または輸入されたものであるかによって情報伝達、記録の作成・保存事項が異なります。情報伝達、記録の作成・保存事項の内容は、それぞれⅣ—2—問１及び問２を御確認ください。

（問６）取扱事業者は、どこの機関に対して、どのように届出を行うのか。

（答）

- 1 取扱事業者のうち、その事務所等（主たる事務所並びに工場、店舗、事業所及び倉庫をいう。以下同じ。）が一の都道府県の区域内にある取扱事業者は都道府県への届出、事務所等が複数の都道府県にある取扱事業者は国への届出となります。また、届出は、電子申請（e M A F F）により行ってください。

（問７）取扱事業者の届出は、最初の一回のみでよいか、また、届出に有効期限はあるのか。

（答）

- 1 届出は最初の一回のみでよく、有効期限はありません。また、事務所の所在地等、届出内容に変更が生じた場合は、変更の届出を行ってください。

（問８）取扱事業者の事後の届出は可能か。

（答）

- 1 取扱事業者の事後の届出はできません。届出を行わないで特定第一種水産動植物等を譲渡した場合は、罰則の対象になりますので、必ず事前に届出を行って下さい。取扱事業者の事前届出は、令和7年10月1日から行うことができます。
- 2 なお、改正法の施行日（令和8年4月1日）時点にすでに特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造、提供の事業を行っている事業者については令和8年4月30日までであれば、事後の届出は可能です。

（問9）eMAFFで届出を行うためには、どのような準備が必要か。

（答）

- 1 eMAFF（農林水産省共通申請サービス）で届出を行う際は、複数の行政サービスを1つのアカウントにより、利用することの出来る認証システム「gBizIDプライム（「gBizID」）アカウントの一つ」のアカウント登録が必要です。
- 2 アカウント登録には、メールアドレス（アカウントID）、操作端末、プリンター、印鑑証明書、スマートフォンもしくは携帯電話が必要となります。
詳細は、デジタル庁のHPをご覧ください。
(<https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html>)

（問10）届出は、店舗や営業所ごとに行うのか。

（答）

- 1 取扱事業者の届出は、法人単位で行うことを原則としており、一の取扱事業者で複数の届出は想定していません。

（問11）組合等の団体が所属する組合員（取扱事業者）の届出を代理で実施することはできるのか。

（答）

- 1 組合等の団体が組合員の代理人となって届出することは可能であり、この場合は、委任状等、代理人の権限を証する書面が必要です。

（問12）届出を要しない場合である、「専ら特定第一種水産動植物等取扱事業者以外の者に販売することを業とする場合」の「専ら」は具体的にどのような業種を指すのか。

（答）

- 1 消費者へ直接譲渡しを行う①小売事業者、②飲食店、③宿泊事業者などを想定しています。
- 2 一方で、小売事業者のうち、日常的に特定の飲食店等の取扱事業者に対して、生鮮・冷蔵のラウンド、生鮮・冷蔵の太平洋クロマグロの大型魚（30kg以上）であって、解体前までのもの（ラウンド、えらはら抜き（GG）、ドレス）を販売する可能性がある場合には、届出が必要です。

（問 13）特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））の運送事業者は、取扱事業者としての届出は必要か。

（答）

- 1 運送事業者については、取扱事業者としての届出は不要です。

（問 14）小売店等で解体ショーを行う場合の届出は必要か。

（答）

- 1 解体ショーを行う小売店等であっても、ラウンド、えらはら抜き（G G）又はドレスの太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を販売しない場合は、届出は不要です。
- 2 なお、解体ショーに使用する太平洋クロマグロがえらはら抜き（G G）、ラウンド又はドレスである場合には、解体ショーを行う小売店等において、当該クロマグロを購入した際の取引記録について作成・保存する必要があります。
- 3 また、解体ショーにより解体された後のブロックなどを販売する際には、制度の対象ではないため、情報伝達や取引記録の作成・保存は不要です。

（問 15）解体する者は届出が不要ということだが、仲卸業者も届出が不要なのか。また、立入検査は仲卸業者も対象となるのか。

（答）

- 1 仲卸業者が太平洋クロマグロの大型魚を販売する場合に、解体したもののみを販売するというのであれば、届出は不要です。
- 2 なお、解体したもののみではなく、ラウンド、えらはら抜き（G G）やドレスを販売する機会がある場合には、届出が必要です。
- 3 また、仲卸業者についても、取扱事業者になりうるものであることから、立入検査の対象となり得ます。

（問 16）太平洋クロマグロについても e M A F F で届出をすることだが、漁獲番号は伝達しないのであれば届出をする必要はないのではないか。

（答）

- 1 今般の改正では、疑義事案が生じた場合に、T A C 報告との照合や流通経路の確認・調査を迅速・適切に行えることができるようにするものであることから、特定第一種水産動植物等を取り扱う事業者を特定するため、届出を必要としています。
- 2 なお、届出の際に付される事業者割り振り番号は、特定第一種水産動植物等に共通となります。太平洋クロマグロの取引時に伝達する必要はありませんが、アワビ、ナマコ、ウナギの稚魚の取引をする場合には使用していただくこととなります。

（問 17）既に特定第一種水産動植物（アワビ、ナマコ、ウナギの稚魚）の採捕事業者として届出をしている漁協が、特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））を取り扱う場合、取扱事業者の届出は必要か。

（答）

- 1 特定第一種水産動植物等取扱事業者としての届出が必要となります。

2 情報伝達、取引記録の作成・保存関係

（問 1）特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））の取扱事業者はどのような情報を伝達する必要があるのか。

（答）

- 1 天然の太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）をラウンド、えらはら抜き（G G）、ドレスの状態で取引する場合には、
 - ① 伝票で伝達する場合には、名称、船舶等の名称、産地重量、陸揚げ日
 - ② タグ等で伝達する場合には、タグ等番号を伝達することとなります。
- 2 養殖の太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）をラウンド、えらはら抜き（G G）、ドレスの状態で取引する場合には、
 - ① 伝票で伝達する場合には、名称、養殖業者名、養殖ものである旨、産地名（養殖場の地名）、養殖業者の出荷日
 - ② タグ等で伝達する場合には、タグ等番号を伝達することとなります。
- 3 輸入の太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）をラウンド、えらはら抜き（G G）、ドレスの状態で取引する場合には、
 - ① 伝票で伝達する場合には、名称、輸入である旨
 - ② タグ等で伝達する場合には、タグ等番号を伝達することとなります。
- 4 なお、取扱事業者は、販売先等に伝達するだけでなく、太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を買い受けしたとき等における、これらの情報について伝達を受ける必要があります。

（問 2）特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））の取扱事業者はどのような情報の取引記録を作成・保存する必要があるのか。

（答）

特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））の取扱事業者は、買い受けた時と販売したときの双方において取引記録の作成・保存をする必要があります。具体的には、

- 1 天然の太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）については、
 - ① 伝票等で伝達する（された）場合には、名称、船舶等の名称、産地重量、陸揚

げ日、販売時（買い受けた時）の個体の重量、販売日（買受け日）、販売先（販売元）

② タグ等で伝達する場合には、

イ 伝票等で伝達を受け自らタグ等を取り付けて伝達するときは、タグ等番号、名称、船舶等の名称、産地重量、陸揚げ日、販売時（買い受けた時）等の個体の重量、販売日（買受け日）等、販売先（販売元）等

ロ タグ等により伝達を受けそのままタグ等により伝達するときは、タグ等番号、名称、販売時（買い受けた時）等の個体の重量、販売日（買受け日）等、販売先（販売元）等

を3年間保存することとなります。

2 養殖の太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）については、

① 伝票等で伝達する場合には、名称、養殖業者名、養殖ものである旨、産地名（養殖場の地名）、販売時（買受け時）等の個体の重量、販売日（買受け日）等、販売先等、養殖業者の出荷日、

② タグ等で伝達する場合には、

イ 伝票等で伝達を受け、自らタグ等を取り付けて伝達するときは、タグ等番号、名称、養殖業者名、養殖ものである旨、産地名（養殖場の地名）、販売時（買受け時）等の個体の重量、販売日（買受け日等）、販売先等、養殖業者の出荷日

ロ タグ等により伝達を受けそのままタグ等により伝達するときは、タグ等番号、名称、販売時（買受け時）等の個体の重量、販売日（買受け日）等、販売先（販売元）等

を3年間保存することとなります。

3 輸入の太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）については、

① 伝票等で伝達する場合には、名称、輸入ものである旨、販売時等の個体の重量、販売日等、販売先等

② 自らタグ等を取り付けて伝達する場合には、タグ等番号、名称、輸入ものである旨、販売時等の個体の重量、販売日等、販売先（販売元）等

を3年間保存することとなります。

（問3）特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））の取扱事業者の情報伝達方法として、負担のない方法はあるのか。
--

（答）

1 太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）については、取引のスピードが非常に速い場合も多いことから、取引時に情報を伝達される場合とほぼ同様に、伝達すべき情報を入手できるようタグやQRコード等の個体を識別できる方法により、伝達することも可能としております。

2 また、伝票等による伝達を受けた場合であっても、自身において、伝達情報を取引相手が知ることができるよう措置した上で、伝達情報に紐づいたタグやQRコー

ド等を魚体に取り付けることにより次の取扱事業者に対して情報伝達を行うことが可能です。

（問４）伝票で情報伝達を受けたが、タグやＱＲコード等への情報伝達に切り替えることは可能か。また、その際の取引記録の作成・保存は、伝票の場合と異なるか。

（答）

- １ 伝票等で情報伝達を受けた場合であっても、タグやＱＲコード等への情報伝達に切り替えることは可能です。
- ２ タグやＱＲコード等により情報伝達をする場合には、伝票により伝達した場合の保存事項に加えて、伝達に使用したタグやＱＲコード等を保存する必要があります。

（問５）タグやＱＲコード等を用いて伝達する場合には、どのような事項について作成・保存をすれば良いのか。

（答）

- １ 天然の太平洋クロマグロについてタグ等で伝達する場合には、販売先等に情報伝達を行う際のみではなく、販売元等から情報伝達を受けた際の取引記録についても作成・保存が必要となり、
 - ① 自らタグ等を取り付けて伝達するときは、タグ等番号、名称、船舶等の名称、産地重量、陸揚げ日、販売時（買受け時）等の個体の重量、販売日（買受け日）等、販売先（販売元）等
 - ② すでに取り付けられたタグ等により伝達するときは、タグ等番号、名称、販売時（買受け時）等の個体の重量、販売日（買受け日）等、販売先（販売元）等を保存することとなります。
- ２ 養殖の太平洋クロマグロについてタグ等で伝達する場合には、販売先等に情報伝達を行う際のみではなく、販売元等から情報伝達を受けた際の取引記録についても作成・保存が必要となり、
 - ① 自らタグ等を取り付けて伝達するときは、タグ等番号、名称、養殖業者名、養殖ものである旨、産地名（養殖場の地名）、販売時（買受け時）等の個体の重量、販売日（買受け日）等、販売先（販売元）等、養殖業者の出荷日
 - ② すでに取り付けられたタグ等により伝達するときは、タグ等番号、名称、販売時（買受け時）等の個体の重量、販売日（買受け日）等、販売先（販売元）等を保存することとなります。
- ３ 輸入の太平洋クロマグロについて自らタグ等を取り付けて伝達する場合には、タグ等番号、名称、輸入ものである旨、販売時等の個体の重量、販売日等、販売先等を保存することとなります。

（問６）採捕した特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））を取り扱う事業者と、養殖又は輸入した特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））を取り扱う事業者とで、情報伝達、取引記録の作成・保存において、その内容に差はあるのか。

（答）

- 1 天然の太平洋クロマグロであれば、船舶等の名称、産地重量、陸揚げ日などについて、情報の伝達や取引記録の作成・保存いただくこととなります。
- 2 他方で、養殖又は輸入した太平洋クロマグロについては、養殖・輸入ものである旨等について伝達し、取引記録の作成・保存をすることとなります。

（問７）委託販売の形態をとる卸売事業者は、届出、情報の伝達や取引記録の作成・保存は必要か。

（答）

- 1 委託販売の形態をとる場合であっても、生鮮・冷蔵の太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）であって、解体前までのもの（ラウンド、えらはら抜き（GG）、ドレス）を取引する場合には、届出、情報の伝達、取引記録の作成・保存が必要となります。

（問８）改正法施行前に採捕された特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））を、改正法施行後に流通させる場合は、情報の伝達や取引記録の作成・保存の義務は生じるのか。

（答）

- 1 改正法の施行日（令和８年４月１日）前に採捕された天然の太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を、改正法の施行日（令和８年４月１日）後に流通する場合は、情報の伝達や取引記録の作成・保存の義務は生じません。

（問９）流通段階で重量を量り直す場合があるが、特段の対応は必要か。

（答）

- 1 産地重量と販売時の個体の重量が異なる場合には、伝票等により伝達する場合には、その両方の重量について伝達、取引記録として作成・保存をすることとなります。
- 2 ただし、タグ等により伝達するときは、産地重量の伝達は不要であり、産地重量と販売時の個体の重量が異なる場合であっても、販売重量についてのみ取引記録として作成・保存すれば良いこととしております。

（問１０）魚体に添付した識別番号等をタグ等として情報伝達することは可能か。

（答）

- 1 魚体に添付したセリ番等を使用して情報伝達をすることも可能です。

- 2 セリ番等で伝達する場合には、流通の過程や魚体を洗い流す際等において、セリ番等が脱落したり、破損したりすることがないようにしてください。
- 3 なお、容易に脱落したり破損したりすることがないような措置を講じた上でも、セリ番等が脱落等することにより、情報伝達ができなくなることも想定されることから、そういった場合に備えて、必要な情報を伝達することができる体制（問合わせることにより情報伝達の内容を確認できるなど）を整えておくようにしてください。

（問 11）採捕事業者が直接消費地市場に太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を持って行って計量した場合、どの段階で計測した重量を産地重量とすればよいか。

（答）

- 1 今般の改正では、流通する水産物について、当該水産物を取り扱う事業者に対し、伝達、記録の作成・保存を義務付けることにより、疑義事案が生じた場合には、T A C 報告との照合や流通経路の確認・調査を迅速・適切に行うことができるようにするものであり、伝達する重量は「採捕後、譲渡し、引渡し又は加工をする時までの間に計量した重量」と規定されています。
- 2 このため、陸揚げ時に計測した重量を T A C 報告に使用する重量及び産地重量としてください。
- 3 なお、産地市場で計量できない場合であって、消費地市場で初めて計量した場合は、それを T A C 報告に使用する重量及び産地重量としてください。

（問 12）漁船名等の伝達情報がない特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））が消費者市場などに持ち込まれた場合、受託拒否はできるのか。

（答）

- 1 漁船名等の必要な伝達情報がない漁獲物については、水産流通適正化法の情報伝達義務違反に該当することが疑われるため、受託拒否の理由になるものと考えます。

（問 13）情報伝達事項について、出荷元（漁業者等）が把握していない場合にはどうすればよいか。

（答）

- 1 取引した際に、情報の伝達や取引記録の作成・保存の義務を怠った場合には、罰則の対象となりうるものです。情報伝達がなければ受け取ることができない旨を伝えていただくことが望ましいものと考えます。

（問 14）仲卸業者から解体前の太平洋クロマグロが転送される場合、情報伝達等は必要なのか。また、伝達手段に決まりはあるのか。

（答）

- 1 生鮮・冷蔵の太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）であって、解体前までのもの（ラウンド、えらはら抜き（G G）、ドレス）を取引する場合には、情報の伝達、取引記録の作成・保存が必要となります。
- 2 なお、伝達手段については、伝票、タグ等番号等により行うこととなります。

（問 15）解体前のラウンドの太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を販売しているが、商品はロインの状態にしてから相手先に渡している。これを、伝票上ラウンド、えらはら抜き（G G）、ドレスとして販売した場合はどのように情報伝達、取引記録の作成・保存をするのか。

（答）

- 1 実際は解体した太平洋クロマグロを販売しているものの、伝票上でラウンド、えらはら抜き（G G）、ドレスとしか記載されていない場合には、T A C 報告との照合や流通経路の確認・調査を行うこととなった際に、解体した上で販売していることを確認することができないため、解体した状態（ロイン等）で販売する場合には、伝票上において解体して販売した旨を明示していただくことが望ましいものと考えます。

（問 16）解体ショーについて、スーパー等が仲卸事業者に外注した場合には、スーパー等の店舗において取引記録の作成・保存が必要となるのか。

（答）

- 1 解体ショーに使用される太平洋クロマグロがスーパー等に譲渡し又は引渡しされている場合には、スーパー等において取引記録の作成・保存が必要となります。
- 2 他方で、スーパー等に太平洋クロマグロが譲渡し又は引渡しされておらず、単に仲卸事業者等が出張してスーパー等で販売をしている場合には、スーパー等の取引記録の作成・保存は不要です（この場合は仲卸事業者において取引記録の作成・保存が必要となります）。

（問 17）漁船名の伝達については、漁船名に代えて漁船の管理番号を伝達することによいか。

（答）

- 1 採捕した漁船名について伝達する必要があります。

（問 18）漁獲した特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））を直接加工業者に委託加工して切身にして販売する場合に生じる義務は何か。

（答）

- 1 船舶等の名称、産地重量、陸揚げ日などについて、加工業者に伝達し取引記録の作成・保存をしていただく必要があります。
- 2 解体のみを行う受託加工業者については、解体前の太平洋クロマグロを譲り受けた際の取引記録の作成・保存が必要ですが、届出や以降の事業者への情報伝達は不要です。

V 輸入事業者編

1 届出関係

（問１）特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））の輸入事業者は届出が必要か。

（答）

- 1 特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出をする必要があります。
- 2 なお、輸入事業者自身で解体する場合やアワビ、ナマコ、ウナギの稚魚を取り扱っていることから第一種水産動植物等取扱事業者の届出済みである場合には、届出は不要です。

（問２）輸入事業者が特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））を直接販売、加工、輸出等の事業を行う場合は、取扱事業者の届出を行う必要があるのか。

（答）

- 1 輸入事業者が生鮮・冷蔵の太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を解体せずに、ラウンド、えらはら抜き（G G）、ドレスの状態で販売等する場合には、取扱事業者の届出が必要です。
- 2 他方で、輸入事業者が解体した太平洋クロマグロのみについて販売等する場合には、取扱事業者の届出を行う必要はありません。

（問３）特定第一種第一号水産動植物（アワビ、ナマコ、ウナギの稚魚）を輸入している届出事業者が特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））の輸入を行おうとする場合には変更の届出は必要か。

（答）

- 1 取り扱う魚種の変更に当たって、改めての届出は不要です。

（問４）特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上））を輸入している届出事業者が特定第一種第一号水産動植物（アワビ、ナマコ、ウナギの稚魚）の輸入を行おうとする場合には届出は必要か。

（答）

- 1 取り扱う魚種の変更に当たって、改めての届出は不要です。

2 情報伝達、取引記録の作成・保存関係

（問１）輸入事業者はどのような情報を伝達する必要があるのか。

（答）

- 1 輸入の太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）については、
 - ① 伝票等で伝達する場合には、名称、輸入である旨

- ② タグ等で伝達する場合には、タグ等番号を伝達することとなります。

(問2) 輸入事業者はどのような情報の取引記録を作成・保存する必要があるのか。

(答)

- 1 輸入の太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上)については、
- ① 伝票等で伝達する場合には、名称、輸入である旨、販売時等の個体の重量、販売日等、販売先
- ② タグ等で伝達する場合には、タグ等番号、名称、輸入である旨、販売時等の個体の重量、販売日等、販売先等を保存することとなります。

VI 輸出事業者編

（問１）輸出事業者の届出は国に対して行えばよいのか。

（答）

- 1 輸出事業者の主たる事務所等が全て一の都道府県内の区域のみにあるものは都道府県知事への届出、その他は農林水産大臣への届出となります。

（問２）輸出事業者はどのような情報を伝達する必要があるのか。

（答）

- 1 太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を輸出する場合には、輸出先に対して情報伝達をする必要はありません。
- 2 なお、輸出する太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を購入等した際には、情報伝達を受ける必要があります（具体的な伝達事項については、Ⅳ—２—問１を参照）。

（問３）輸出事業者はどのような情報の取引記録を作成・保存する必要があるのか。

（答）

- 1 太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を輸出する場合については、輸出する太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）を購入等した際の取引記録を保存する必要があります（具体的な記録事項については、Ⅳ—２—問２を参照）。

（問４）輸出の際に添付が求められる適法漁獲等証明書の交付にあたっては、国はどのようにＴＡＣ報告義務に違反していないものか等を確認するのか。

（答）

- 1 適法漁獲等証明書の交付の申請の際、当該特定水産動植物等に係る全ての取引記録の写し等を求めることとしており、これらを確認することにより適法か等を確認することとしています。

（問５）輸出時に適法漁獲等証明書の交付を申請する場合、必要となる書類は何か。

（答）

- 1 特定第一種水産動植物等を輸出する際に添付が義務付けられる適法漁獲等証明書を交付申請する場合には、採捕から輸出に至るまでの当該特定第一種水産動植物等に係る全ての記録の写し、輸出に係る仕入書、包装明細書及び船荷証券又は航空運送状の写しを農林水産大臣に提出する必要があります。

（問６）適法漁獲等証明書の交付申請時において、特定第一種第二号水産動植物等を倉庫業者において保管した際の記録を添付する必要があるのか。

（答）

- 1 特定第一種第二号水産動植物等に係る全ての記録の写し等が必要となるため、倉庫業者へ保管した際の記録の写しも添付する必要があります。

（問 7）適法漁獲等証明書の交付申請に必要な船荷証券又は航空運送状の写しについて、当該書類の発行が輸出日当日になる場合は添付することが困難であるが、どのような対応が必要か。

（答）

- 1 船荷証券又は航空運送状の発行が輸出日当日になり当該書類の写しを交付申請書に添付できない場合は、改正後の省令第 35 条第 3 項に規定する、「農林水産大臣においてやむを得ない事由があると認めるとき」に該当します。
- 2 この場合、適法漁獲等証明書の交付申請に当たり、交付申請時に入手できない船荷証券又は航空運送状については、これ入手した後に遅延なくその写しを提出することを約束する旨を記載した書類（「水産流通適正化法第 10 条に基づく適法漁獲等証明書の交付等に関する取扱要領（別紙 4）」）を提出するとともに、船荷証券又は航空運送状の写しを貨物通関後 2 週間以内に提出する必要があります。

（問 8）適法漁獲等証明書を一元的な輸出証明書発給システムを用いて交付申請する際は、どのような準備が必要か。

（答）

- 1 農林水産省が運用する一元的な輸出証明書発給システムで適法漁獲等証明書の交付申請を行う際は、複数の行政サービスを 1 つのアカウントにより、利用できることのできる認証システム「g B i z I D プライム」（「g B i z I D」アカウントの一つ）のアカウント登録が必要です。
 - 2 アカウント登録には、メールアドレス（アカウント ID）、操作端末、プリンター、印鑑証明書、スマートフォンもしくは携帯電話が必要となります。
- 詳細は、デジタル庁の HP をご覧ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html>

（問 9）複数尾の太平洋クロマグロを同時に輸出する場合、適法漁獲等証明書の申請における数量又は重量は何になるのか。

（答）

- 1 個体ごとの重量がわかるように申請してください。
- 2 なお、個体ごとの重量がわかるように申請されていれば、一度の申請で複数尾の太平洋クロマグロの輸出に係る適法漁獲等証明書の交付が可能です。